

『とみか元気振興券（その 7）』取扱事業者募集要項

1. 目的

「とみか元気振興券事業実施要綱（その 7）」に基づき交付する、「とみか元気振興券（以下「振興券（その 7）」という。）」の取扱事業者を募集するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

2. 申込資格・条件について

富加町内に店舗・事業所を有する事業者で下記に該当しない者とする。

- (1)「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条に規定される風俗営業をする事業者
- (2)宗教・政治的活動をしている事業者
- (3)役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員と関係を有している事業者
- (4)公序良俗に反する事業者

3. 取扱事業者の申込方法等について

- (1)「とみか元気振興券事業実施要綱（その 6）」に基づき取扱事業者として認定を受けた特定事業者については、次号による申込書の提出等の手続を経ないで「振興券（その 7）」についても特定事業者として認定する。
- (2)取扱を希望する事業者は、所定の申込書（様式第 1）に必要事項を記入し、富加町役場産業環境課又は富加町商工会へ提出する。提出方法は、持参又は郵送（FAX 不可）とする。また、電子申請（LoGo フォーム）での申し込みも可能とする。その場合は、産業環境課への提出は不要とする。
- (3)申し込みは、随時受付する。
- (4)申込料は無料とする。
- (5)登録した事業者については、町ホームページやチラシ等に掲載して利用者への周知を図る。

4. 振興券（その 7）の換金について

- (1)換金手数料は無料とする。
- (2)換金は口座振込みのみとし、申込書に振込先を記載する。
- (3)振興券（その 7）の換金請求は、指定の請求書（様式第 2 号）で行うものとし、裏面に事業者名を記載した振興券（その 7）を添えて富加町商工会に提出する。
- (4)換金請求への支払いは、毎月 2 回（月末締め切りの翌月第 3 木曜日支払い、15 日締め切りの翌月第 1 木曜日支払い（支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日））とし、申

込書記載の口座に入金する。

- (5)換金請求書の最終提出期限は、令和7年10月14日（火）とし、期限後は換金に応じない。

5. 取扱事業者の責務等

- (1)振興券（その7）の利用を見込んでの値上げをしてはならない。
- (2)振興券（その7）が偽造されたものと判別できる等の不正行為が疑われた場合は、振興券の受取を拒否し、速やかに役場産業環境課に連絡すること。
- (3)振興券（その7）の交換、売買、譲渡をしてはならない。
- (4)振興券（その7）を受領した場合は、直ちに裏面に事業者名を記載して再使用を防ぐこと。
- (5)受領した振興券（その7）の紛失や盗難等の損失は取扱事業者の責とする。
- (6)町から配布する掲示物（のぼり旗等）を目立つ場所に設置すること。

この要項は、令和7年3月1日から施行する。